

市営住宅 入居者募集

10月1日(予定)から入居可能な市営住宅の空室の入居者を募集します。今回募集する空室のうち、3人以上世帯向け住戸については、小学校就学前の子どもを含む世帯(入居期限が設定されます)と障がい者を含む世帯が優先となります。なお、同一条件の応募者が多数の場合は、抽選により決定します。

市営住宅は、住宅に困窮する収入が低い方の生活を安定を図るため、市が国や都の補助を受けて建設し、管理運営しています。そのため、法令や条例などに基づく入居資格や制限があります。詳しくは募集案内をご覧ください。

▽募集する住戸 表のとおり

▽募集案内配布期間・場所
●期間：8月11日(火)まで
●場所：施設管理課、市役所1階ロビー、五日市出張所、増戸連絡所

▽応募期間 8月3日(月)～11日(火)(土曜・日曜を除く)
午前9時～正午、午後1時～5時

※郵送の場合は、8月10日(月)(消印有効)までにお送りください。

▽入居者の抽選日 8月21日(金)

▽応募・問合せ 施設管理課 施設管理係(〒197-1081 4 二宮350、直通558・1196)

▽児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方(支給停止の方も含む)は、現況届の案内通知を送付します(児童扶養手当は7月中、特別児童扶養手当は8月上旬)。現況届は、引き続き手当を受ける資格がある

表 募集する住戸

| 住宅名 | 住所 | 住戸の間取り | 応募可能な世帯の人数 | 募集戸数 | 主な申込み資格 |
|--------|---------|--------|------------|------|--|
| 秋留野ハイツ | 秋川3-2-7 | 3DK | 3人以上 | 2戸 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月1日現在、市内に1年以上居住か勤務していること。 住宅に困窮していることが明らかであること。 申込者と同居者の所得(月額)が158,000円以内(障がい者、生活保護受給者などを含む場合は214,000円以内)であること。 |
| 伊奈ハイツ | 伊奈1041 | | | 1戸 | |
| 山田ハイツ | 山田822 | | | 1戸 | |
| 雨間ハイツ | 雨間533-1 | 2DK | 2人 | 4戸 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年8月1日現在、市内に1年以上居住していること。 住宅に困窮していることが明らかであること。 60歳以上の親族などで構成される世帯であること(夫婦の場合は一方が60歳以上であること)。 入居後、世帯が独立して日常生活を営めること。 申込者と同居者の所得(月額)が214,000円以内(夫婦の一方が60歳未満の場合は158,000円以内)であること。 |

※建物の構造は、鉄筋コンクリート造です。山田ハイツと雨間ハイツには、エレベーターがあります。
※家賃の額は、世帯全員の所得などを毎年度審査し、決定するため、その年によって変わることがあります。



8月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますので、期限までに必ず提出してください。

▽受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

※8月5日(水)・11日(火)は、子育て支援課のみ午後8時まで

※8月8日(土)は、子育て支援課のみ午前9時～正午、午後1時～5時

▽受付場所 子育て支援課、五日市出張所

▽対象 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給対象者

▽持ち物 現況届の案内通知に記載されているもの

▽その他 次の場合は必ず届出

▽問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

不要になったテレビなどの取り扱いはどうする

市では、国民健康保険に加入している40歳以上(昭和51年3月31日以前生まれ)の方と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防・改善を目的とした健康診査を実施しています。対象の方には受診券を送付していますが、まだ受診していない方は、早めに受診しましょう。

なお、受診券が送付された方でも、国民健康保険または後期高齢者医療制度の資格を喪失された場合は受診できませんので、ご注意ください。

※社会保険(健康保険組合・共済組合など)に加入している方は、各健康保険組合へお問い合わせください。

▽実施期間
●国民健康保険加入の方：9月30日(水)まで
●後期高齢者医療制度加入の方：10月31日(土)まで

※8月分以降の手当が受けられなくなる場合がありますので、期限までに必ず提出してください。

▽受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

※8月5日(水)・11日(火)は、子育て支援課のみ午後8時まで

※8月8日(土)は、子育て支援課のみ午前9時～正午、午後1時～5時

▽受付場所 子育て支援課、五日市出張所

▽対象 児童扶養手当・特別児童扶養手当受給対象者

▽持ち物 現況届の案内通知に記載されているもの

▽その他 次の場合は必ず届出

▽問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

が必要ですが、住所や氏が変わったとき、その他、申請の内容に変更があったとき

▽問合せ 子育て支援課子育て支援係

特別障害者手当などの現況届の提出を忘れずに

特別障害者手当などの現況届の提出期限は、8月31日(月)です。

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、東京都重度心身障害者手当を受給している方に、現況届の案内通知を送付しました。現況届は、引き続き手当を受ける資格があるか

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する方(ショートステイ利用者を含む)のうち、住民税課税世帯等の方(食費・居住費の負担軽減を受けていない方)などについては、8月から新たに「室料相当」を負担していただくこととなります。

※住民税非課税世帯に該当する方など、食費・居住費の負担軽減を受けている方は、居住費の変更はありません。

※特別養護老人ホームの多床室の1日当たり居住費基準費用額は370円から840円に変更されますが、具体的な負担額は各施設で異なります。

※介護老人保健施設と介護療養型医療施設は変更ありません。

▽問合せ 高齢者支援課介護保険係(直通558・1196)

市人事異動

7月10日付け 課長級「」内は旧職

●選挙管理委員会事務局 北嶋総

●選挙管理委員会事務局 長井

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

●総務部職員課 吉井典

農薬の飛散防止対策を徹底しましょう



近年、強風で農薬が飛び、隣接地の植物に被害を受けたとの通報が増えています。さらに、収穫間近の農地に飛散した場合、作物に付着し、残留農薬として問題になることがあります。

農薬の散布については、次のことに注意し、飛散防止に努めてください。

●風が強い日は散布作業を避ける。

●周辺環境に合わせて、散布時に配慮する。

●散布量・回数等を少なくする。

●飛散の少ない薬剤を選ぶ。

●飛散防止用ノズルを使用し、散布圧力を上げ過ぎない。

●隣地との間に遮蔽ネットや植栽による緩衝地帯を設ける。

●事前に近隣の方に周知する。

▽問合せ 農林課農政係